平成３０年（フ）第８７９号
名古屋市中区富士見町13番19号
債務者　株式会社ＦＫグローバルコミュニケーションズ
代表者代表取締役　上前　慶多
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前11時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７６号
兵庫県姫路市青山西１丁目13番21号
債務者　有限会社三輪建築
代表者取締役　三輪　研一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午後１時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１０１６号
横浜市南区永田北３丁目40番２号永田台パビリオンマンション201
債務者　有限会社ダイト
代表者代表取締役　金子　大喜
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８７号
静岡市駿河区高松２丁目８番１―103号
債務者　有限会社エスエムケイ・ジャパン
代表者清算人　亀野　政司
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　祐生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前10時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３７７号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目12番14号
債務者　日鹿合板株式会社
代表者代表取締役　飯室　正樹
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　宣行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５６号
大阪府岸和田市磯上町４丁目22番28号
債務者　株式会社ニッセキオート
代表者代表取締役　仲野　幸博
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午後３時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８６３号
名古屋市熱田区伝馬１丁目11番18号
債務者　有限会社魚七商店
代表者代表取締役　小島　正治
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月３日午後２時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３１４号
大阪府豊中市新千里南町３丁目３番２―303号
債務者　株式会社Ｈｅｒｃｕｌｅ
代表者代表取締役　岩畔　由子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　将規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月４日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第７７号
岡山県倉敷市玉島１丁目15番34号　サンライズ玉島３号棟315号室
債務者　渡邊　保司
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　秀孝
4　破産債権の届出期間　平成30年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
鹿児島県鹿屋市笠之原町11番31―２号　パームフラッツＢ棟201号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町11番31号　パームフラッツＤ棟
債務者　鎌ヶ迫功太
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　貴志
4　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３７１号
仙台市泉区館４丁目22番地の９
債務者　前田奈緒子（旧氏名前田知香）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新妻　範之
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３８８号
京都市東山区今熊野宝蔵町17番地の14
債務者　松本　靖男
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成30年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
群馬県渋川市渋川3969番地３
債務者　建石　　修
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　破産債権の届出期間　平成30年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１２号
群馬県渋川市渋川3969番地３
債務者　建石　稔枝
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　破産債権の届出期間　平成30年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２４７号
熊本市南区八幡10丁目２番58―１号
債務者　宮﨑　陽子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　達彦
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７６２号
東京都あきる野市秋川５丁目３番地15グランシャリオ101号
債務者　下村　　昭
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健太
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月７日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部